

農地中間管理事業の推進に関する  
基 本 方 針

令和8年3月

岩 手 県

## 1 趣旨

本県では、平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を策定し、関係機関・団体が一丸となって、農地中間管理事業を積極的に活用しながら、地域農業の核となる担い手等への農地の集積・集約化の取組を進めてきた結果、農地の貸付面積や新規集積面積が、全国トップクラスに位置するなど、一定の成果を収めてきた。

農業従事者の減少・高齢化が進行する中、地域農業の核となる担い手の育成や農地の集積・集約化の取組をさらに進めていくため、これまでの取組や改正された農地中間管理事業の推進に関する法律を踏まえ、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を改正するもの。

## 2 担い手が利用する農用地の面積の目標

今後10年間（令和17年度まで）で耕地面積の70%が担い手によって利用される。

### 【目標設定の考え方】

区分	現状値 (令和6年度)	令和17年度
耕地面積(①)	146,000ha	146,000ha
うち担い手が利用する面積(②)	81,800ha	102,200ha
②/①	56%	70%

(参考) 令和12年度：7割相当の農地を担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農）が利用

### 【広域振興圏別】

広域振興圏	担い手の農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標
県央広域振興圏	おおむね 75%
県南広域振興圏	おおむね 75%
沿岸広域振興圏	おおむね 40%
県北広域振興圏	おおむね 60%

## 3 農用地等の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理機構は、担い手が利用する農用地等について、集積による連担化・団地化を図るとともに、所有者不明農地の借入れ及び遊休農地の解消に資する取組を行う。

## 4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 県は、農地中間管理機構を担い手への農用地等の集積・集約化と有効活用を進める中核的な事業体として位置付け、市町村等関係機関・団体と連携を密にして、農地中間管理事業の積極的な活用を促進する。

- (2) 農地中間管理機構は、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）※の実現に向け、関係機関と連携し、農地中間管理事業を効果的に実施する。

※農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づき市町村が策定する計画

## 5 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

- (1) 農地中間管理機構は、農地中間管理事業を円滑に実施するため、全ての市町村に、その同意を得て農地中間管理機構の業務の一部を委託するとともに、「農用地利用集積等促進計画の案」の作成を求めることができるものとする。

なお、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等への業務委託については、その能力、実績等からみて、業務を適切に行うことができると認められる場合に委託する。

- (2) 農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たっては、次の点に配慮する。

また、市町村は、「農用地利用集積等促進計画の案」の作成に当たって、農業委員会の意見を聴く。

- ① 農用地等の借受け等を希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないこと。
- ③ 新規参入した者の効率的かつ安定的な農業経営に資すること。

- (3) 農地中間管理機構は、地域の農地・農業事情等に精通し、農用地等の出し手と受け手の掘り起こしとマッチング等ができる人材の確保に努める。

## 6 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

農地中間管理機構は、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と連携し、地域計画の実現に向けて、地域の農業者等に農地中間管理事業の活用方法等について、周知徹底を図る。

## 7 関係機関・団体との連携及び協力

岩手県地域計画推進協議会（県、農地中間管理機構、岩手県農業会議、岩手県農業協同組合中央会、岩手県土地改良事業団体連合会）による推進体制を強化しながら、市町村などの関係機関・団体と密接な連携・協力のもと、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を推進する。